

松山市交通安全推進協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、松山市交通安全推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、交通安全都市宣言の主旨にそって、交通道德の高揚と交通環境の整備を図り、もって市民を交通禍から守ることを目的する。

(任 務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため必要な事項を協議するものとする。

(組 織)

第4条 協議会は、別紙に掲げる団体で組織する。

(役 員)

第5条 協議会の役員は、会長・副会長および委員とする。

(会長および副会長)

第6条 協議会に会長1人および副会長2人を置く。

2 会長は市長をあて、副会長は市議会議長および副市長をあてる。

3 会長は会務を総理し、協議会を代表するほか、協議会の議長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合はあらかじめ会長は指名した副会長がその職務を代理する。

5 協議会が行う契約その他の法律行為のうち、協議会と会長の利益が相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、あらかじめ会長が指名した副会長が会長の職務を代理する。

(委 員)

第7条 委員は次に掲げる者のうちから会長が委嘱または任命する。

(1) 松山市の市議会議員および職員

(2) 関係団体の代表者

(3) その他適当と認めるもの

(顧 問)

第8条 会長は必要により顧問を委嘱することができる。

(監 事)

第9条 監事は協議会の会計を監査し、松山市会計事務局長および会長が指名した幹事をあてる。

(幹 事)

第10条 協議会に幹事若干名を置き、会長が任命する。

(交通指導員および交通安全推進員)

第11条 第2条の目的を達成するため、協議会に交通指導員および交通安全推進員を置く。

2 交通指導員および交通安全推進員の職務その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務所)

第12条 協議会の事務所は、松山市役所内に置く。

(その他の規定)

第13条 この会則に定めるものを除くほか、協議会の運営その他に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付則 (昭和 37 年 5 月 19 日制定)

この会則は、昭和 37 年 5 月 19 日から実施する。

付則 (昭和 44 年 1 月 1 日改正)

この改正は、昭和 44 年 1 月 27 日から実施する。

付則 (昭和 48 年 4 月 1 日改正)

この改正規定は、昭和 48 年 4 月 1 日から実施する。

付則 (昭和 54 年 6 月 25 日改正)

この改正規定は、昭和 54 年 7 月 31 日から実施する。

付則 (平成 12 年 7 月 18 日改正)

この改正規定は、平成 12 年 7 月 18 日から実施する。

付則 (平成 16 年 6 月 30 日改正)

この改正規定は、平成 16 年 6 月 30 日から実施する。

付則 (平成 19 年 7 月 18 日改正)

この改正規定は、平成 19 年 7 月 18 日から実施する。